

## 総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《天王寺区》

■日 時：平成28年11月16日(水) 18:29～20:32

■場 所：天王寺区民センター

(司会)

皆様、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事でございます。

西山天王寺区長でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

その他事務局職員についてはご紹介のほうを省略させていただきます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明のほうがございますけれども、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうから本説明会の開催趣旨を申し上げさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。本日はよろしくお願いたします。

きょうは総合区・特別区に関する意見募集・説明会ということで、平日の夜間開催ということになりましたが、皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。後ほど市長からこの説明会がどういう背景のもと開催するに至ったか、それと改革の必要性といったことについて説明がございますので、私から簡単に開催趣旨について説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では副首都大阪をつくっていこうということでその取り組みを進めております。そして、その副首都大阪にふさわしい行政機構というのが市民の皆様、そして大阪の発展にとってどういう形のものが一番ふさわしいのかということについて検討してまいりますため、今年の4月に大阪府と大阪市の共同組織としてこの副首都推進局というのが設置されております。この組織のもとで新たな大都市制度ということで特別区と総合区、この両制度についての検討を進めているところでございます。この検討をより深めてまいりますためにこの意見募集・説明会を開催いたしまして、2つの制度について皆様からご意見をお伺いして制度づくりに反映していきたいというふうに考えております。

本日の意見募集・説明会は、これは行政として大阪市が開催しているものでございますので、今の段階で両制度についての優劣をつけたり、あるいはどちらの制度を選択していただくといったような場ではございません。また、開催趣旨にそぐわない、この場と関係

のないご意見や政治的な主張といったことにつきましては、申し訳ございませんがこの場での発言にふさわしくございませんので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

きょうの説明に当たりましてはできるだけわかりやすい説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

(司会)

続きまして、西山天王寺区長よりご挨拶させていただきます。

(西山天王寺区長)

改めまして、皆さんこんばんは。ただいまご紹介いただきました天王寺区長の西山でございます。日ごろはこの天王寺区政各般にわたりまして格別なご協力を賜り、この場をおかりして高いところからですが厚く御礼申し上げます。

本日は平日の何かと忙しい中、また日も陰って寒い中、総合区・特別区に関する意見募集・説明会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。天王寺区におきましては、いわゆるニア・イズ・ベターの観点から天王寺区将来ビジョンを策定いたしまして、未来を担う人材の育成、それから災害対策リテラシーの強化、地域の人的、物的、あらゆる資産を生かしました戦略的なシティプロモーションなど、区の特性を踏まえました課題に対しさまざまな施策、事業に取り組んでおります。こうした施策、事業を推進するためにも、まずは区民の皆さんの生の声をお聞きすることが何よりであるということで考えております。例えば代表的な事業といたしまして、3カ月健診受診者を対象に子どもの教育機会を提供するサービス、予防接種等に利用できるバウチャー、子育てスタート応援券を交付して子育てを支援する事業を実施しておりますし、これは職員によるあなたの声をつなげたいというチームがございまして、街に出て行って市民の方、区民の方の生の声を聞かせていただくという取り組みをしております。その直接お聞きしたご意見の中から生まれた事業でございます。子育て世代が多いという天王寺区の特性を踏まえた特色のある事業だと思っております。また、各学校の特色を活かしまして児童生徒の学力向上、あるいは教育環境向上に取り組む小中学校を支援するために区担当教育次長と私、区長が位置づけられておりまして、その権限のもとで校長経営戦略支援予算を活用いたしまして、学校と連携した例えば小学校音楽交流会事業ですとか、外部の専門家による講話、指導、学校環境整備にも取り組んでおります。先日、クレオ大阪で小学校の音楽交流会を開催いたしました。満席の会場に子どもたちの大きな歌声が響きまして、保護者の皆さんもよかったという意見、声を我々のもとへ寄せていただいております。

本日の説明会の内容は今後の区のあり方に関する重要なテーマでございます。私も皆様方のさまざまなご意見を拝聴させていただくべくこの場に参加させていただきますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私のほうから簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長のほうから大都市制度改革の必要性について説明させていただいた後、

お手元の資料に沿いまして事務局よりご説明をさせていただきます。ここまでで約1時間程度でございます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問や、あるいはご意見を時間の許す限りお受けさせていただきたいと存じます。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村でございます。

きょうは夜の遅い時間にもかかわらずご参加いただきましてありがとうございます。本来であれば皆さん夜の時間ですからゆっくり晩御飯食べられたり家でくつろがれたりしてる時間なのかなというふうに思うんですが、そういった時間にこの行政の説明会にご参加いただいたこと、まず感謝申し上げたいと思います。

きょうは行政としての説明会にはなるんですが、制度についての説明なんですね。制度についての説明というところとちょっとわかりにくくなるかと思うので、できるだけわかりやすくご説明したいと思います。それから、例えば個々の政策だと本当にわかりやすいんですよ。待機児童どうしましょうとか、あるいはてんしばのあたりどうしましょうか、動物園どうしましょうとか、個々の政策であればわかりやすい。高齢者の皆さんの認知症の施策どうしましょうとか、そういうことであればわかりやすいんですけども、きょうは皆さんにご説明するのは制度に関してです。でもこの制度というのが僕は非常に大事だと思ってます。個々の政策を実行していくのはまさに組織になります。行政組織になります。ですので、そういった行政組織がどうあるべきなのか、どうすれば大阪の持っているポテンシャルを最大限発揮することができるのか、そういった非常に僕は大事なことだと思っています。そういったことをできるだけわかりやすく、なぜ今大阪に大都市の制度の改革が必要なんですかというところのお話をさせていただきたいと思います。

まず、ちょっと振り返っていただきたいんですが、昨年5月17日です。皆さんもご承知のとおり特別区の住民投票が行われました。当時はなぜこれをしたかということ、大阪にふさわしい大都市制度を実現しようということで、1つは大阪市と大阪府の二重行政を解消して一元化していきましようよということ。そしてもう一つは大阪市を5つの特別区に再編して、住民の皆さんの身近なところで物事を決定できるような仕組みをつくっていきましようよということで、5つの特別区を皆さんにご提案しました。そして、住民投票を実施しまして、皆さんご承知のとおり賛成が69万票、反対が70万票と。投票率にして67%、68%という非常に高い投票率でしたけれども、反対が約1万票上回って、0.8ポイント差ですけれども、反対多数となりました。この時点で5月17日当時の特別区の案ということとは否決になったということです。ただ、そうはいつでも大阪の課題ということについての課題解決に向けた取り組みが必要なんじゃないかということ、私と知事も昨年の11月、特別区というのは修正する案をつくらせてほしいということをお訴えをして選挙に出たということです。それで今松井知事と僕とで皆さんに選挙で選んでいただいて、

じゃ、どうしていこうかということで今新たな議論をしていってるという、そういった状況であります。

大阪が抱える課題なんですけれども、やはり人口減少、超高齢化社会、これは大きな課題です。これは本当にこれから未曾有、まだ誰も経験したことがない超高齢化社会に突入していきます。一方で、かつて大阪といえば東洋のマンチェスターと言われるような、非常に発展してきましたけれども、今は東京一極集中がどんどん進んでいって大阪が低迷している。長い単位で見たときにはまさにそんな状況になっていってる。これを何とか打開する必要があるんじゃないかというのが思いです。東西二極の一極を担うような、副首都と言われるような、そんな大阪を実現していくべきじゃないのかということで皆さんにご提案をいろいろさせていただいてもらってます。1つは大阪の大都市の再生を図って日本を引っ張っていくぐらいのそんな都市にしていきたいと。そのために、じゃ、何が必要かということで、必要な都市機能を強化していく。大阪市と大阪府の二重行政も解消していこうと。この1つの課題があるというふうに認識してます。そしてもう一つは、財源というのは皆さんからお預かりしてる税です。打ち出の小槌のように出てくるわけじゃない。そんな中で未曾有の少子高齢化になっていく。人口減少が進んでいく。財源も限られてきますから、そんな中でいかに最適な住民サービスをしていくのか、住民の皆さんの身近なところでいろんなことが決定できるような仕組みというのをもっとやっていくべきじゃないのかということで、今副首都推進本部を設置して大都市の制度の議論をしているという状況です。

まず人口の大きな状況を見ていただきたいと思います。これはここの線が今の時点です。この横軸は1965年から2040年ですから非常に長いスパンで見た人口の大きな傾向だと思っていただければと思います。ブルーが東京、緑が愛知ですけれども、下がってます。赤が大阪ですけれども、人口ぐっと増えてますが、今ちょうどこのあたり。これから急激に人口が減少していくということが見込まれてます。こっち側は大阪市、政令市大阪市について見た図です。横浜はブルーですけれども、ここは上がっていってる。ちょっと下がりますが、非常に高いところで推移してる。名古屋についてはほぼ横ばいです。大阪市はどうなるのかというと、今ここですけれども、ここからさらに230万人ぐらいに下がってくる。大阪は高齢化が進んでますので人口減少のカーブが非常に急なカーブになっているというような状況です。

じゃ、経済の規模はどうなんですかということです。これは全国に占める経済の規模の大きさと思ってもらったらいいと思います。これも長い単位で見た横軸です。東京は大体横ばいです。大阪府ですけれども、これについては当時9.0から上がってきて10%ぐらいにいきますが、どんどん下がってきて7.4%ぐらいの状況になってると。愛知、神奈川については横ばいの状況。大阪市で見れば、横浜、名古屋についてはほぼ横ばいですけれども、大阪市自身は5.6%から急激に下がってきてるというのが今の大きな傾向です。これを何とか変えていこうというので、今知事、市長、松井知事と僕でもやっていますが、大きな流れのトレンドで見たらこういった状況になっているというのが現実です。

資本金1億円以上のいわゆる大会社がどのぐらい増えたり減ったりしてますかというグラフです。これについては東京、神奈川は増えていってます。大阪府についてはマイナス259。かなり大きな大企業が大阪から出ていってるという状況です。これは大阪市、名古

屋市、横浜市で見たグラフですけれども、この一番端が大阪市、230。つまりこの大阪市内にある大きな企業が、これも15年単位で見た増減ですけれども、どんどん東京に流出していったという、そんな現状にあります。

これは、この青の色が濃いければ濃いほど事業が集まっている、集積しているという、そういった図です。ここが大阪市の図。これを見ると確かに大阪というのは、横浜とか名古屋とかとはちょっと違うんですけれども、大阪市を中心に大阪というのは発展してきました。発展してきたんですけれども、その事業所、経済の規模としてはほとんど大阪市域から外に広がっていったというような状況です。つまり、この大阪市域というのを越えてまさに経済が広がってきてる。そんな中で大阪市と大阪府がばらばらに広域行政、経済の成長戦略とかばらばらにこれまで対応してきましたけども、これは今の実態に合わせておかしいんじゃないんですかと、実態にやっぱり合わせていかなきゃいけないんじゃないのかなと、そういった問題意識です。ちなみに大阪府というのは都道府県で全国2番目に小さい都道府県。面積でいうと。47分の46と。非常に小さいんですね、大阪府というのは。大阪市というのは、政令市全国で20ありますけど、面積でいうと下から4番目に小さい政令市です。まさにその小さいエリアで大阪市と大阪府がこれまで同じような財源規模を持って広域の成長戦略とか広域行政については別々に担ってきたというのが実態。じゃ、これから本当に未来のことを考えていいんですかという問題意識です。

それではだめだろうということで、今できることは今やろうという考えから、前の松井知事、それから橋下市長の時代から、大阪府と大阪市で一緒に成長戦略とかをつくっていきましょうよということで、府市共通で取り組めるものについては取り組んでいっています。例えば大阪の成長戦略という戦略を府、市一緒につくると。平成27年につくる。グランドデザイン、大阪のデザインですけど、大阪の都市開発とかデザインどうあるべきかと。グランドデザインについても24年6月につくる。大阪の成長戦略は改訂版ですけど。観光戦略も今共同で府と市でやっています。これまでは考えられませんでしたけれども、府と市で大阪観光局という一緒に局をつくって、大阪にどうやったら、内外から外国の人も含めてどうやったら大阪によく来てくれるだろうかというようなことを今府市一体でやったりもしています。これは災害対策。そういったこともやっています。こういったことは今やっています。まさに松井知事と僕と、人的関係に基づいて共同でやっていますことは進めてやっていますという状況です。

これは一例です。一例なんですけども、見ていただきたいのは道路なんです。成長する都市というのはどういった都市かという、やはりインフラが非常に発達している。どういうふうに発達しているのといえ、環状道路が発達しているのが、やっぱり大都市の特徴です。東京については本当に何重にも環状道路があるというような状況なんですけども、大阪についてはこの環状道路、ミッシングリンクと言われてます。ここが全く手つかずの状態でした。これは北区の豊崎というところから門真なんですけど、淀川左岸線の延伸部と言われてるところです。ここが繋がればまさに大動脈、京都、名古屋に行き、ここから海に渡って下のほうの関空にも行ける、まさに環状ができ上がるわけですけど、これについては手つかずの状態でした。これは一部やろうと思えば、大阪市内のこの道路は大阪市がやる、門真のほうに出たら大阪府の圏域。大阪市と大阪府が対立して全然進んでこなかったというようなものの一例。ただ、今はこれは府市一体でやりましょうという

ので進めていっています。これだけじゃなくてなにわ筋線といううめきたを中心にして、そこから新大阪に行ったり関空に行ったりする、そういったものも進んできませんでしたが、今は府市一体で進めていってる。まさにそういったインフラを整えていかないと大阪の経済成長、副首都を目指すというのであればそういうことも必要ですよという問題意識で進めていっています。ただ、これは府と市が別々の方向を向けばすぐにストップしてしまう、そんな事業であります。そういったことがこれまであって、大阪府と大阪市合わせて府市合わせ（不幸せ）と呼ばれるようなことが続いてきましたけれども、これって本当にこのまま続けていいんですかという問題意識です。

もう一つが住民自治の拡充、皆さんの住民サービスをいかに充実させていくかということです。これについては、今私は大阪市長として270万人の市民の皆さんの住民サービスについて中之島というところで一元化して決定していってる状況ですが、本当にその270万という都市で市長一人でこれをやっていくというのがこれからの時代に合ってるんですかという問題意識です。

これは児童の虐待の相談件数ですけど、これも10年単位ぐらいで見ますが、非常にこれが増えていってる。しかもこれはエリア特性もあるような話であって、これにきめ細やかに対応していく必要があるような状況、住民サービスを充実させていかなきゃいけない、そんな状況です。

次が待機児童です。待機児童については、待機児童対策いろいろニュースにも出て、僕もいろいろ言って、皆さんも新聞とかでも見られてるかもわかりませんが、これで皆さんにお伝えしたいのは、待機児童というのは大阪市の中でもエリアによって違うということなんです。例えば天王寺であれば待機児童は比較的多いです。片や平野、西成、東住吉で見ると少ない。エリアによって、一番多いのは西区です。突出しています。大阪市内だけを見ても地域によって皆さんが求められる住民サービスというのはやっぱり違いがある。そんな中で皆さんのきめ細やかな住民サービスに対応していくため、限られた財源で対応していくためにはやっぱりもっともっと身近なところで物事を決定できる仕組みというのが必要なんじゃないですかということです。

これ大阪市の規模なんですけれども、大阪市の規模がどのぐらいなのかということで、人口は270万人です。市長は一人。これがどのぐらいの規模かということ、広島では280万人。広島県ですね、280万人。京都府で260万人。じゃ、広島県とか京都府で、だいたい市長とか町長とか住民の身近なところをやる市町村長って何人ぐらいいるんですかといえ、広島県で23人、京都府で26人ぐらいいる状況。それと同じぐらいの規模があるのが大阪市ということなんです。じゃ、この状態において本当に住民の皆さんに身近な基礎自治体としてできるんですかというところの問題意識については、実は国も同じ問題意識を持っています。これは大阪市が言ってる話じゃなくて国が言ってる話。ここの国で言われているのは、やはり非常に大都市においては行政サービスをするに当たって非常に市役所の組織が大規模化する傾向にありますねということ。そして、カバーするサービスの幅も物すごく広いんですね。その結果、個々の住民と市長、トップとか役所が非常に遠くなる傾向がありますね。これが大都市の住民サービスをする上での課題ですねというのが国でも答申をされてるという現状です。まさにこれは大阪市に当てはまるだろうというふうに思っています。これは僕自身が市長という経験を踏まえてもそういうふうに感じます。

じゃ、今できることをしていこうよということは何をしてるかということなんですが、今住民の皆さんに身近なことについてはできるだけ区長に決定してもらおうようにしようと、区長に権限を渡していこうというようなことをやっていってます。しかもその区長については、役所の順回りの人事でやって、期間が来たらすぐ横すべりでいなくなる、そんなじゃなくて、やはり区長として手を挙げて、この区をこういうふうにしたいというような人にどんどん積極的に参入してもらおうおうということで、公募制というのを導入してます。その中で住民の皆さんが参加しやすいようないろんな区民参加の仕組みをつくって充実させていきたいと思いますというようなことを前の橋下市長から、そして僕も今やっていってるという状況です。

じゃ、どういうことをしてるのということですけども、この天王寺区でいくと子育てスタート応援事業とありますが、これは子育てクーポンのようなものを天王寺ではやってます。塾代バウチャーというのは大阪市全市でやってるんですけど、天王寺については自分たちの区の事業でもうちょっときめ細やかにやっていこうということで、子育て世代にクーポンのようなものを配って子育て世代を応援してるというような事業を、これ前区長からですけれども、取り組んでやっていってる。これは天王寺区だけでやってるということですね。ほか、西成でプレーパーク事業ということで、小学校の跡地を使って、子どもたちの遊び場がないよということでそういった事業をやったり、旭区でいえばバスであったりとか、さまざまな区長が自分たちの区の特성에応じていろんなことをやっていこうということで、できる限りのことは今進めていってるという現状です。

教育行政については、教育については実は教育委員会は教育委員会、市長も教育委員会とは別ですよということで、完全に学校と元は切り離されておったんですけども、これも国の法律も随分変わってきて、大阪市の施策でも変えてきて、今やっぱり教育委員会と市長というのは協力しながら進めていきたいと思いますよということでやっていってます。その中で区長もその区における教育行政についてやっぱりしっかり意見して、より子どもたちにとって身近なところで子どもたちが求めるようなことを実行していこうというようなことを今区長も教育の現場に入りながらやっていってるという現状です。こういったふうに教育の現場であったり、あるいは区長ができること、できるだけ区長に権限と財源を落とすしていこうというのを今やっていってますが、やっぱりそこには限界があります。区長自身も、まさに区役所というのは出先の機関で24区と非常に数が多い中でやっていってます。なかなか体制も、区の職員も政策を立案して実行する部隊じゃありません。そういったところはどこにいるかといったら中之島にどーんと全部いるというような状況で、そんな中でもできるだけ今区長に権限と財源、そして自分たちができることをやってねということをやっているんですが、これをもっともっと強化していかなきゃいけないんじゃないですか、どうすればそれが強化できますかねということが2つ目の問題意識。都市の成長と住民自治の拡充、この2つが大きな課題であり、大都市制度において考えるべきことだというふうに思っています。そんな中で、大阪の将来を、じゃどういうふうを目指していきましようかというのはやっぱり東西二極の一極を担う副首都大阪というのを確立させていきたいと思いますよということで、今大阪府と大阪市、縄張り争いとか権限争いはちょっとおいておいて、あるべき姿について今議論を進めているという最中です。

これは副首都大阪というのは一体何なのというところなんです。これについていろんな

有識者も含め、専門家も含めながらいろいろ議論をしていっています。副首都として要は東西二極の一極を担うとはどういうことなんでしょうか。例えばですけれども、1つは、もし東京に大きな地震でもあって東京が壊滅的な状況になったときに、それにとってかわるようなものは今ないわけですけども、これはやっぱり大阪がそういうものにとってかわるような機能を有するべきなんじゃないですか。それから、西日本の中枢の基盤として、経済でもそうですけれども、そういったところで日本のもう一つの軸になるような、そんな都市を目指していくべきじゃないかということです。じゃ、そのために何が必要なのという議論をしています。さっき言った都市インフラとか人の育成とか産業の充実とかそういった求められる機能というのを整理しながら、一方でやっぱり大阪がどうすれば最大限自分の持てるポテンシャルを発揮できる仕組みになるんだらうかという大都市制度の改革というのを、これはやらなきゃいけないよねというようなことを今議論してる。副首都大阪を確立するために大都市制度の改革は必要じゃないかというのが私の考えです。

じゃ、そのためにどんな制度があるんですかということです。これについては後ほど職員から詳しく説明しますので僕はおさらいだけ、簡単にさらっといえますけれども、考え方だけ言いますが、総合区と特別区というものがあります。総合区というのは大阪市の市役所、大阪市は存続します。存続させた上で、区長にできるだけ権限を強化して、区長に権限を渡していきましょうよというような仕組み。総合区というのを認める法律もありますので、それでできるだけ区長に権限を渡していきましょうよということ。それから、二重行政の解消とか都市機能の強化、これについてはどうするのということ。これについては市長、知事の間で話し合いです。話し合いがつかないときに国から、大臣から意見をもらうというような仕組みもあるんですけど、基本的な背景思想にあるのは話し合いで解決していきましょうという考え方です。もう一つ、こちらは特別区。これは制度としてやっ払いこうと。制度として1つは大阪市は廃止です。行政体としての大阪市は廃止。じゃ、どうするのということで、権限と役割を明確にしていこうということです。広域機能、都市機能を強化する、そういったところの部分については、二重行政の解消ですね、大阪府に一元化してやっ払いこうよと。今まで大阪市と大阪府それぞれもってやっ払いましたけれども、それは大阪市域内も含めて、これは大阪府に一元化させていって、そして1つで広域行政は担っ払いこうよと。それから、住民の皆さんに身近なところの住民サービスについてはそれぞれ特別区という住民の皆さんが選挙で選ぶ区長をつくって、そして皆さんが選挙で選んだ区長がいろんなマニフェストを掲げながら住民サービスを皆さんの近いところで実行していく。これが特別区ということの大きな考え方です。

これはちょっとそれになぞったような話なんですけども、自治体のトップは誰ですかといったら、総合区は市長です。それから区長についてはどうやって選ぶんですかといえは市長が選びますが、議会の同意も得て選んでいきます。教育委員会、これも当然大阪市内1つになるということです。予算について、総合区の区長は市長にこういうふうにするべきだという意見を言うことができる、そんな制度です。特別区は何ですかといえは、大阪府を特別区に再編していきますから、自治体のトップはどこになるかといえは区長になるということです。それから広域行政については府知事になるということです。そして、区長については住民の皆さん、市民が直接選挙で選んでいきます。その区ごとに教育委員会を設置して、区議会を設置して、予算については皆さんが選んだ区長が決めていくという



ような形になります。ですので、私今大阪市で市長として1人いますけれども、こういった人を皆さんの身近なところで一定のエリアの中で選んでいくということになります。前の5月17日の否決された案ではそれぞれのエリアによって5人の市長みたいなのを選んでいこうというような仕組みです。身近なところで決めていきましょうよということです。

総合区については、今回ご提案しますのは一定の規模を含んで一定のことができる権限を強化していくという前提ですので合区を前提にしています。ただ、法律の制度上は一部の区に導入することも可能ですけれども、今回の大都市制度というのはまさにその趣旨からして一定の権限をきちっと実行するような仕組みをつくっていこうということですから、一定合区して、一定の固まりの中で権限を持っていてもらう。まさにそんなことをやっっていこうということで、ちょっとこの後詳しく事務局からご説明させていただきます。

要は大阪市と大阪府、これまで府市合わせ（不幸せ）と言われてきたこの大阪市と大阪府の今後、将来どうあるべきなのかということです。どうすれば大阪のポテンシャルを最大限発揮することができるのだろうか、どうすれば住民の皆さんで物事を決定できる仕組みというのをつくっていけるのだろうか、まさに大阪を豊かにするためにどういった制度がふさわしいんですか、そういったことが問題意識の根底にあります。そういったものを目指していくべきじゃないんですかということです。

きょうは政治集会じゃありませんので、どちらの制度を皆さん選んでください、どちらの制度をお勧めしますというものではありませんが、こういった制度があるんだなということはぜひ皆さんに知ってもらったらありがたいなと思いますし、これについてはどうなのかなというようなご意見があれば忌憚のないご意見をお聞かせいただけたらなというふうに思います。

本日本当に夜の時間ですけど皆さんこうやってお集まりいただきまして本当にありがとうございます。私からの説明は以上でございます。

（司会）

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡より資料に基づきましてご説明申し上げます。

（福岡副首都推進局制度企画担当部長）

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約35分間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題がある

とされています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、左側の総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権と記載していますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、つまり大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらに下に示すように、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要となっています。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては先ほどの市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要があることをお示ししています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、次の8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線枠組みの概要の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上の網かけをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけに示しますように、どちらも政令

指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長と同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となっています。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の手務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右側の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で行っている仕事を、複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。では、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、黒い四角、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、右側の欄、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今、大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供

している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体内部の組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。右下にありますように、大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで資料に補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島の本庁などの局が実施する事務であり、例として表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算や、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、成長戦略や広域的な交通基盤整備、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担についてももう一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の事務を増やすことや、合区によって職員数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の

増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区いずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加、C案の場合は、いずれの場合も現行より職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したもので、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめて繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事の量が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数が増えます。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、おのおのの枠内において点線で囲んでいるのは現在区役所で行っている事務です。A案の場合の総合区が設置されると、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部を説明いたします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからの要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

では、資料に戻りまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区数は5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

では、もう一度資料に戻りまして21ページをお開きください。C案の総合区です。区の数に5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、恐れ入ります、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、こどもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日の体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。23ページです。今後の検討事項についての説明ですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討してまいります。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この最終的な案については、今回お示しした3つの案から選ぶのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例をお示ししております。その次の25ページから28ページにかけては、局と総合区の事務の分担の詳細を一覧表にしております。さらにめくっていただいた29ページ。こちらには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

それでは引き続き、第3部「特別区制度」についてご説明いたします。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区について現時点での具体的な制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレット等の考え方を示してお示ししており、皆さんからいただく意見を踏まえ、今後改めて制度案について検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、政令指定都市と言われる制度です。右側が、東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務としては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されますと、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域

的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明いたします。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのおのの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけですが、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。例えば、区の名称の考え方や、名称変更の可否を初め、そこに書いてございます質問や意見がございました。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。(2) 特別区と大阪府の事務の分担につきまして、



真ん中の表の事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、職員体制については、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で人口30万人以上を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市であり、これらの市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することを示してしました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済などがどうなるのかを示してしました。①の財産ですが、1つ目のひし形、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式、大阪市が積み立ててきた基金、いわゆる貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし形、大阪市で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし形、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、3つ目のひし形、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の（8）には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これより時間の許す限り、約1時間弱になりますけれども、皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。冒頭お願いいたしましたけれども、ご意見、ご質問に関しては、総合区、特別区制度と関係のないものや政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言、ご質問とこちらのほうで判断した場合、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきますので、お座席まで担当者がマイクを持っていきますので、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

繰り返しになりますが、できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思しますので、質問、意見は発言機会1回について1つとして簡潔にご発言くださいますようによろしくお願いいたします。司会者から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようにご協力のほうよろしくお願いいたします。また、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはヤジなど進行上支障となるような行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずご質問のほうからお受けしたいと存じます。挙手をお願いいたします。そしたら左のブロックの前列の右端の方です。

(市民)

大阪とは大阪市だけのものではなく、大阪府全体のものだと思います。特別区制度になり二重行政が解消されることで1つの大阪として大阪府全体が発展することとは思いますが、具体的にどういった効果、利点があるのかについてお聞かせ願いたいです。

(吉村大阪市長)

特別区に関するご質問だと思うんですけども、これについては確かに広域、大阪全体のことにすることだと私も思っています。これは突き詰めていけば何かお金を生み出してくるとかそういうことでは私はないと思っています。要は大阪の意思決定のあり方なんじゃないのかなと。突き詰めていけば。私はそういうふうに思っています。今、知事と僕とでいろんなまちづくりとか広域的な道路を進めることとか、そういうことを話し合いでやっていますけれども、これはあくまでも人的関係で横で座ってるからこれは成り立つ話であって、やっぱりこれがそっぽを向いたら全く動かなくなるというのがこれまでの、僕は

阪市、大阪府の体制だったんじゃないのかなと思ってます。だからそれは府市合わせ（不幸せ）と呼ばれてきた体制の中で二重行政というの生まれ出てきてるし。そういった中で、僕自身は大阪の広域的な意思決定のあり方、成長のあり方ということについて、やはりこれは大阪全域で意思決定、1つのリーダーの中で意思決定ができる仕組みというのをこれからやっていかないと、なかなか大阪が持つポテンシャルというのは発揮できないんじゃないのかなというふうに思ってます。人との関係だけに頼るんじゃなくて、制度としてそういったことを意思決定できる仕組みをつくるというのが1つ大事な事なんじゃないのかなというふうに考えてます。

広域なので知事からもあれば。

（松井大阪府知事）

広域の一元化効果と。今広域は一元化になってます。僕と吉村市長がこうして同じ方向を向いて絶えず相談しながら広域の事業は一本化しておりますから。例えば行政が広域を一本化したときの効果というのはどういうものがあるのか。まず1つは、今まで経費がかかってたのをぐっと抑えられる。経費は皆さんの税金ですから、これも効果ですよ。具体的におっしゃったので1つ申し上げると、今まで大阪府と大阪市はそれぞれ東京に事務所を持つ、海外に事務所を持つということをやってきました。今は府市共通の一元化した事務所です。そうすると、家賃は1つで済むわけですね。大体橋下市長とそういうことを始めて、そういう海外や東京の事務所だけでも1年間皆さんの税金でいただいている経費は府と市で約1億円圧縮はできております。これは目に見える具体的な効果です。このお金はまた違うところで医療や福祉に回すことができます。それともう一つは、広域を一元化することで大阪の持つポテンシャルを1つにまとめれば結果が出ると。それは先ほど吉村市長も言っていましたけれども観光戦略を一元化した。成長戦略を一元化して観光戦略を一元化して、大阪に来るお客さんにありとあらゆる大阪のいいところの情報を出し、また一体で大阪に来られるお客さんにサービスを拡充してきました。充実してきた。その結果、日本は今インバウンドのお客さんが増えてきてますが、東京と比べても大阪のほうが増えてます。これは新聞にも出てるように東京都は去年、前年対比で124%ぐらいの伸びです。でも大阪は136か137%、前年対比で伸びてます。今年の年末までいくと多分1,000万人弱ぐらいの海外からのお客さんが来てくれる。それは大阪市が一番多いわけですけど、1,000万人来てくれると、まさにその人たちが1人当たり約10万円ぐらいのお金を使ってくれますから。ホテルの宿泊代とか、食事したりお土産買ったり。これはまさに大阪のGDPを引き上げてます。1,000万人で1人10万円使ってくれたら1兆円ですから。これもやっぱり大阪府市が一体で観光戦略をつくり観光局という組織をつくって海外に対して徹底的に観光戦略を実施してきた結果だと思えます。これが広域を一元化した見える形での効果であります。

（司会）

ほかにご質問ある方おられましたら。そういたしましたら左のブロックの一番右端から後ろから4番目ぐらいの白い紙を持って挙手されてる方。

(市民)

質問なんですけどね。何ゆえこの説明会が特別区と総合区だけの説明になってるのかと。費用対効果、特に費用の点もわかりませんし。この前も結局今のままでええやないかというような意見が多くて結果的には否決されたと思うんです。特別区は否決されたと思うんですよね。この説明会が始まってからもユーチューブとかいろいろ見てますと今のままでええやないかというご意見もありました。それで、私としてはもう一つ徹底的に今の制度のもとで権限を区長に移して、その3つの、現行制度のもとで徹底的に権限を移譲する案と、総合区と特別区、こういうような比較をぜひともしていただかないと、なぜ総合区と特別区だけを選んだのか。費用対効果もないと我々判断のしようがない。勝手な推測ですけども、特別区を推進してるのは維新の党、それから総合区を推してるのは公明党と。どちらも公式な案はないようですけども。それぞれのこの前の市長選挙、市会議員の選挙のときの有権者に対する得票数を見ますと、維新の会は18%……

(司会)

すみません、ちょっとまとめていただくのと、あくまでも今回大阪市としての行政としての説明会なので、少し端的にまとめていただければと存じます。

(市民)

それと総合区を推進してると思われる公明党は9%なんですね。残りの73%は何を希望してるかと。市長とか事務局は、企業でいえば企画部門。我々市民は取締役会であり社長の立場であるんですよ。そういう人のためにはいろんな案を、2つに絞るんじゃなくて、ほかの市民は何を考えてるかというようなことも踏まえて、そういう案に対する比較もして判断を仰ぐようなことをやっていただきたい。費用対効果のない説明では、何ぼ勉強してもそれから先に行かない。73%の市民は何を考えてるのか。その3つの案に対して、先ほど市長が説明された大阪市の待機児童の問題ありますね。あのばらつきが総合区……

(司会)

すみません、一旦切っていただかないと、ちょっと冗長になってご質問に答えにくいので。

(市民)

だから3つの案に対して待機児童の解消がどういう形で解消されるから総合区がいいんだ、特別区がいいんだと。いや、そうでなくても、先ほど松井知事とか市長が言われたように一元化によってどんどんいろんなことができてるんですよ。これ私は組織じゃなくて……

(司会)

ご主張もわかるんですけども。ご質問ですよ。

(市民)

はい。

(司会)

総合区と特別区とそれ以外に今の現状のままで区長に権限をおろすような案、3案でもいいんじゃないのかと。

(市民)

そのことについて具体的に、先ほど待機児童の例で捉えたらどこでどうなってくるのかと。どないして円滑化されるんかという点をご説明いただきたいと、こう思うんです。

以上です。

(吉村大阪市長)

まず前提、一番最初に申し上げたんですけれども、今回の制度というのはどちらの制度を選んでくださいというものではない、判断を迫ってるものではないということでまず前提でご説明したとおりだと思います。じゃ、今のままの制度と、それから総合区と特別区、何で今のままじゃだめなんですかと、多分そういうご趣旨の質問だと思います。前回別の会場でもお父さんが意見あったと思うんですけどね。まずちょっとそれ説明するのは振り返ってもらわなきゃいけないのが、5月17日の住民投票、これはやっぱり振り返らなきゃいけないと思ってます。5月17日住民投票、否決にはなりました。否決にはなって、それはもう案はないということになりましたけれども、私はそこで69万票の人が新たな特別区、これは不安もあるんでしょうけど新たな特別区をやるべきだというような判断をされたというのは非常に重たいと思ってます。もちろんこれ1票でも否決が多ければ否決ですから。それは重たいと思ってます。その上で、これはもう否決です。その後、私と知事の選挙というのがあったわけです。住民の皆さん、市民の皆さんの声を聞くというのはやっぱり住民投票であり選挙ですから、その中で市長、私が訴えたのは、確かに5月17日というのはバツになったけれども、都構想、特別区を修正する案をもう一度つくらせてくださいというのを正面から訴えて選挙をやりました。その結果、60万票対40万票ということで私は市民の皆さんに投票していただいたわけです。そういったことを考えたら、多くの大阪市民の皆さんは今のままの制度ではやっぱりこれはだめだと。新しい制度改革をやるべきだというのが僕は多数の意見だろうというふうに思ってます。選挙の公約でもありますのでね。そういった中で特別区という制度を案についてこれからつくらせてほしいということ、まだこれは法定協議会ないですけども、そういったことを僕はやるべきだと思ってますし、一方で議会では総合区という意見も出てきてる。そうであれば総合区と特別区、それぞれについてベストの制度をつくって、お父さんがおっしゃるような社長である市民の皆さんに最後の判断を仰ぐべきだというふうに思ってます。何もしないでいいということは私の中の選択肢としてはありません。

(司会)

一旦ちょっとお待ちください。ほかの方も手を挙げられておりますので。お時間あったらまた当てますので。すみません、恐縮ですが。

ほかにご質問ある方。そしたら真ん中のブロックの後ろから4番目ですかね。よろしくお願ひします。

(市民)

全然違うんですけども、先ほど言われた広域的な事務とか一元化というのは多分無駄を省くののいいと思うんですけども、大阪市と大阪府で大阪がついてるから市の広域の一元化、広域の仕事の無駄というのがわかる、それはわかるんですけども、大阪府っていろんな市ありますよね。例えば今中核都市でいう高槻とか豊中とかという中にも広域的な事務の重なりというものはないんですか。もともとそれがあるとすれば、堺市もそうですけれども、それもなくしていくことになるんですか。でないとならやっぱり大阪府と大阪市というのは大阪市がもともとやらなくてもいいことをずっとやり始めたからこういうことになったのか、大阪府がやらなければならぬことをやらないから大阪市がこういうふうになってるのかというのがすごくわからないのはわからないんです。だから無駄というのはいいんですけど、大阪市の中の広域を省くんでしたら、大阪府全体のこともやっぱりいずれは考えていくようには当然なるんでしょうねということ。

(松井大阪府知事)

今のご質問でちょっと広域なので。産業集積のパネル出してくれますか。大阪の産業集積のパネル、吉村市長がやってた。これ先ほど吉村市長が説明してましたけれども、要は大阪って今から大体100年ぐらい前はこの大阪市エリアに人が固まっていたんです。このエリア以外は住んでなかったんです。このエリアに大正デモクラシーのころは300万人の人が住んで、ここで仕事をしてたんです。この周りには企業の集積ってありませんでした。その当時は。だからこの中だけで全てを完結できたんです、大阪市は。大阪市が広域も基礎自治も全てこの中だけでできたんです。ところが今や周りに企業の集積がこれだけ増えて、大阪市エリアよりも周りのほうが企業の集積は多いわけなんです。地理的条件のこの大阪府域のど真ん中が大阪市なんですね。今まで僕と橋下市長になる前は、この全体の成長戦略、経済戦略というもの、大阪府はこのエリアを抜いたこちら側だけでやってたんです。大阪市はこのエリアの中だけでやってた。でも、企業の人たちというのはこの中で行き来してますから、大阪府域全体のそういう戦略が大阪府と大阪市でばらばらでは、企業の人たち、大阪はどのような方向を目指してるんだらうなとわからなくなってしまうわけです。今は大阪府と大阪市が全体の経済戦略を一元化してきた。ただ、中核市では、高槻、この北のあたりにありますけど、中核市ではその全体のそういう成長戦略と言われるような経済戦略というのはそもそもつくってありません。つくっていないんです。だから大阪市と大阪府だけがその戦略について二重に重なり合ってたということなんですね。これを一元化していきましょうよと。当時、大正の時代、このエリアで全て完結できる時は問題なかったんです。ところが今やこのエリアで大阪の経済は成り立っていません。大阪全体の経済というのはこのエリアで成り立っておりますから。だからこそそういう大きな仕事は一元化する必要がありますよというのが我々の考えです。

(司会)

そしたらほかに。そしたら左のブロックの後ろから5番目の女性の方ですかね。ダウン着られている。

(市民)

すみません、特別区なんですけれども、特別区が一番いい例というのは東京都やと思うんですね。東京都が失敗してるというのは私は聞いたことがないし、ずっと成長し続けていると思うんです。この特別区というのが大阪都構想をやろうといったときの大阪都構想案だと思うんですね。これ1ついい例があると思うんです。でも総合区というのはどこかほかの県がやったんですか。すごく心配なのが、よさそうにも見えるんですけども、市長と知事が話し合いで決めるということであれば、もし市長と知事が仲が悪くなったら、そのときこういうふうないろんな住民サービスというのは滞るとかいうことはないんでしょうか。そのことを聞きたい。ほかに総合区をやって成功してる県というのはあるんですか。特別区は確かに東京都がすごい成功してると思いますけど。

(吉村大阪市長)

総合区を導入してる都道府県、政令市というのはありません。ないんです。検討してるのが、名古屋と新潟はちょっと検討はしてると。大阪市もだから検討してるころにはなると思うんですけど。どこもまだ導入したところがないと。地方自治法で一応そういう制度ができたんですけど、まだ導入してる、本格的に導入したところはないという状況です。おっしゃるとおり。ただ、その中でもやっぱりこれ法律の制度としてありますのでね。この制度を利用してどこまで権限を強化していくのかというようなところは掘り下げていって、具体案というのをこれからつくっていききたいなというふうに思ってます。少なくとも今の行政区、24区の大阪市と比べれば、私は総合区にして1つの固まりにして、そしてそこに一定の事務をできるような権限を与えて、区長にも予算意見具申権ってあるんですけど、その中身どうなのというのは今後詰めなきゃいけないんですけどね。ただ、今の24区の行政区の制度の仕組みと比較するならば、まだ総合区で一定の権限を持たせた区長というのを誕生させるというのは、僕はよりよい制度を目指すという意味ではあるのかなというふうに思っています。ただ、特別区というおっしゃるとおり成功事例、東京のように実際に実例もありますので非常にわかりやすいのかなと。特別区は今後つくっていくことにはなるんですけども、5月17日でバツになった案では、東京都の特別区よりももっと特別区に権限を強化するような、バージョンアップのような案が出されてたわけですけども、確かに参考事例というのが既にあると。総合区は今ちょっとないけれども、新たにちょっとつくっていきましょうよ、制度設計していきましょうよという状況です。

それから、知事と市長が反目になったらどうなんですかといたら、反目になったら広域行政は終わりです。要は意思決定できません。これはちょっと振り返ってもらったらわかると思うんですけど、大阪市と大阪府合わせて府市合わせ（不幸せ）というのは別に橋下知事があらわれたもっと前から言われてた課題なんですね。大阪の課題と言われてたことで、みんなこれやっぱり解決せなあかんよね、でもそれに正面から取り組んできたことは僕はなかったと思ってます。大阪市域のことは大阪市域だけでやって、先ほどの権限を完全に分けてやってきた。だから府市合わせ（不幸せ）と言われるような状態になってる

から、それはやっぱり解消しなきゃいけないというふうに思っています。1つは言うようにこうやって話し合いで解決していくべきだと。政治家なんだから話し合いで解決していけよと。それが政治家の役割なんじゃないのという価値観もあるかなと思います。それを、総合区になればそういった価値観になっていくと思うんですけど、それを制度として根本から改めるのが特別区の方。これも1つの価値観だと思うんです。きょうはどちらかの制度をお願いするというものではないですけども、そういった違いがあるのかなというふうに思っています。総合区でも少なくとも今の制度と比較すれば僕はいいものができるだろうというふうに確信しています。

(松井大阪府知事)

今の総合区の話なんですけど、話し合いはしてるんですけど、今のままじゃ、話し合いで意見が合わないときは、全くそりが合わない場合は、話し合いは格好だけで、仲裁に立ってくれる人は誰もいないんです。今のままは。総合区になって調整会議というテーブルができます。大阪市と大阪府でそういうルールつくると。今度仲裁に大臣が入ってくるんですよ。総務大臣が。大阪府と大阪市こう言ってるけど、意見が違うけど、ちょっと間違ってこういうふうにしたらどうやということを言ってもらえるようになります。それだけでも、全くそりが合わない2人になったとしても、今までの大阪府と大阪市よりは、仲裁に入ってくれる人がある。権限を持った人が入ってきますから。それだけでも少しはましなのかなというふうには思います。今よりはまし。それで基礎自治体の部分は、今は天王寺区長は権限がありません。意見を言う権利が。意見具申権、予算の意見具申が。権利としてないんです。今は吉村市長が要は示しただけですから。今度は区長に、それを認められるかどうかは別として権利ができます。予算具申権の。それだけでも皆さんの声を予算に反映しやすい。今よりはましだと、ベターだと、我々はそう思っています。

(吉村大阪市長)

ちょっと補足なんですけど、仮に総合区にならなくても府と市の調整会議というのは法律上設置するということになってますので、それはやるんですけども、我々が考えてるのは、総合区の場合はそこをやっぱり重視していかないといけないよねと、そういう考え方だということです。

(司会)

それでは、質問に加えてご意見も含めて頂戴したいと思います。当ててから発言前に質問なのか意見なのか言っていただければ幸いです。

それでは、挙手のほうお願いします。そしたら右の列の前から2番目の、はい。

(市民)

お手持ちの資料の21ページを見ていただいたらありがたいんですけど、21ページの健康・保健ですね。保健所、飲食店、公衆浴場等の営業許可・指導というところで、公衆浴場、大阪府内ではスーパー銭湯と銭湯はいっぱいあると思うんですけども、スーパー銭湯ではいわゆる暴力団とか入れ墨入った人とかは入場できないんですけど、普通の銭湯で



も暴力団の人とか入れ墨入った人を入場禁止にしてほしいと思います。

(司会)

ご意見として。

(市民)

はい、意見として。

(司会)

わかりました。

ほかにご質問かご意見。そしたら左のブロックの後ろから3番目の。ご意見かご質問か最初にお答えいただければ。

(市民)

両方です。

(司会)

とりあえず1つ。

(市民)

ちょっと聞いてください。

(司会)

ご質問ですね。

(市民)

先ほど知事がおっしゃったことでちょっと私おかしいなと思うのは、大阪というのはもともといろんな会社があったわけですね。要するに本社を東京に移転したわけですね。それによって東京へ行ったわけですね。それはそういうことであって、逆にそういう会社をこっちに戻すようなことをしたら、逆にまた景気もよくなる部分があるわけですね。そういうことと、ただ、今回我々、皆さんどう思われてるかわかりませんが、やっぱりこういうことをやるということになると一方で不安。先ほど女性の方おっしゃったように皆さん皆不安持ってるわけなんです。そしたらどうするかということになるとね、今そういうところは日本国内にはないけれども、例えば先ほど最初に説明があったように横浜市なんかは相当いいと。ところが大阪はだんだん景気が悪くなっていくというようなことで説明されてたからね。いい都市とかそういうところを、東京都もそうですし横浜であるとかそういうところをやっぴりもっと調べてね、それからこういうことに対してどうするかということを決めてね。ただこういうのをもらって何ページ見てくれと、それだけでは、我々頭悪いし、なかなか理解できないんですよ。ですから物事というのはですね……

(司会)

ちょっとすみません、まとめていただければと思います。

(市民)

だからそういうことをやっぱりもっと聞く耳持っていて、みんなにわかるようなことにしていただかんとね、この会いいか悪いか、やってみて皆わからんというんじゃないかと困るのでね。その前提としてね、今それと同じことやってなくたってそういう市であるとか……

(司会)

他都市をいろいろと調査して……

(市民)

いろんなこと、いいことやってるところ、それを調査してね。そしたらこの辺はこういうようにしようとかいうようなことをやっぱりしていかなとね。ほんまに大阪市民の10人寄ったら大方10人ぐらいまでね、ある面では非常に不安であるということをよく聞いてほしいんですよ。以上で結構です。

(司会)

はい、ご意見として。もっといろいろな他都市も含めて調査をして、もっと今のいいところとかももっと市民に知らすべきやというご意見ですよ。はい、わかりました。

ほかにご意見、ご質問。そしたら真ん中のブロックの前から3番目の左端の。

(市民)

さきの住民投票の件で、僅差でやっぱり特別区を否決されたということで、それから知事、市長選挙で政策面で立案をして支持をされた。今回いろいろと説明されてるのは、まだ大阪都構想というのがもう一回住民投票でもおやりになりたいというふうに松井知事も吉村市長もそう思ってるということですね。私は、これは意見なんですけれども、特別職の選挙と住民投票とはおのずから選挙が違います。政策を掲げて云々かんぬんで支持をされた。二重行政の解消というのは今の松井知事と吉村市長でみんな民意を得てね、そういう府市合わせ（不幸せ）みたいなことがないと。これはやっぱり特別職の人格、見識、全ての方が有権者に対して誠実に対処していくと、いい二重行政もあれば悪い二重行政もあるという考えを持ってる人も多いんですね。利用の問題もあるし。私はさきの住民投票で僅差であるというのはひとつおかしいなと思ってたのは、特別区を廃止する、それを選択する住民投票やったんです。特別区を賛成、反対を問う住民投票で都構想のもとで……

(司会)

ちょっとまとめて……

(市民)

大阪市を廃止するという住民投票を前提にした新案があればもっと反対、賛成が鮮明に出ると思っと思ったんです。大阪市民の選挙はやっぱり長年の歴史があるし、大阪市に特別にそういう制度で廃止せないかんという人は余りいないと思うんですね。だからそのところの説得力が非常にもう少し、先ほどご意見もありましたように、ちょっとやっぱり丁寧にやってほしいですね。

(司会)

ご意見として賜りたいと思います。

ほかにご質問、ご意見。そしたら左のブロックの後段の前列の赤い、はい。

(市民)

先ほどの方の意見にかなり賛同する部分あるんですけども、やっぱり……

(司会)

ご質問かご意見かどっち。

(市民)

質問と意見。

(司会)

質問ですか。はい、わかりました。

(市民)

と意見です。

(司会)

意見、はい。

(市民)

そもそもという形で主催者側のほうも説明ありましたがけれども、今年の5月17日できっぱりと意思表示されてる。住民の意思が示されてるんですね。なぜ再び、やっぱり大阪都構想を目指してだとかいうふうなことが感じられるわけです。この住民説明でもいろいろと二重行政だとか府と市とが一緒にすぐに話し合いができるから何でもすぐ決められるんだということなんですけれども、ここ天王寺に私も住んでますけれども、天王寺でずっと以前から空き地利用の問題でもお話しさせてもらって要求もしてきたところなんです、そういったことはほんの端くれで一向に話がなかなか定まらない。要はこの大阪市というのはなくすということについては私はそもそも反対なんです。120年以上の歴史を持つてこの大阪市の伝統を守っていくということが非常に大事だと思うんです。今大阪市のほうは逆にお金がないだとかそういうようなことも言われますけれども、万博の問題だとか、

あるいはそこへI R、リゾートのために多額のお金をつぎ込む、カジノなんか持ってくるというのは、これはまた別の問題になるのかもわかりませんが、非常に懸念しています。これも府と市と一緒に話ができるようになって決まるといふようなことになりますと、これも全く逆効果になります。やっぱり慎重に事を進めていくということでは、簡単に府と市がいつでも話し合いができるから、その利点を利用してということですが、私はそれが非常にいい方向だとは思いません。やっぱり大阪市は大阪市の独自性を残しながら、あくまで住民の福祉だとか、あるいは……

(司会)

ちょっと待ってください。ほかにも手を挙げ……

(市民)

そういったところに重点を置いていただきたい。

(手向副首都推進局長)

申し訳ございません。まだかなり手を挙げておられた方もおられますので、質問のほう端的にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(司会)

ほかに。そしたら左のブロックの前から2列目の女性の方お願ひします。

(市民)

住民投票とか出直し市長選挙とかこういった説明会とかに多額の費用かかっているかと思うんですけど。何億とか。私の意見としては、そういったところに多額のお金をかけるよりも、説明で言ってらっしゃった保育所の待機児童問題ですとか医療費助成の拡充とかに、まずはそちらのほうにお金をかけていただきたいというのが思いなんですけれども。横浜とかが人口増えてたというのは国保の助成とかがかなりよくなって、大阪もそういった方向で今の現状のままでよりよい社会保障をつくっていくことはできないのかなと思って、そちらのほう聞きたいと思ひます。

(司会)

ご質問、はい。

(吉村大阪市長)

住民の皆さんのサービスということで待機児童の問題というのが今問題になってきてます。これについてはやっぱり重要な課題ですのでね。僕の予算においても待機児童解消するために必要な予算というのはしっかりとつけていってます。例えば今年であれば2,590人分の待機児童解消の枠というのをやっぱりつくっていかなきゃいけないということで今それを実行してますし、待機児童というのはエリアによっても違うというのであれば、その区長を呼んで、待機児童解消のために今必要な施策は何か、次の予算に反映すべきもの

は何かという議論も今やっています。ですのでそれは次の予算に反映させていこうと思うんですね。ですので、今ある大阪の課題を解決するというのは大阪市長として当たり前の役割ですから、それはやっていきます。そのうちの大きな課題の1つに僕はこの大都市の大阪府と市のあり方というのがあると思っていますから、それについて、確かにそれはコストもかかりますけれども、それをしっかりかけるだけの価値は十分僕はあるというふうに思っていますので、これはこれからも気張って住民の皆さんの意見をいろいろ聞いたり制度を練っていくというたゆまぬ努力というのをやっていきたいと思っています。もちろん住民サービス、今ある課題というのも解決する、これはもう当たり前のことですから、それは市長としてもやっていきます。

(司会)

ほかにご質問、ご意見ございましたら。そしたら左のブロックのマスクされてる方ですかね。

(市民)

質問なんですけど、総合区って特別区と比べると、住民サービスはきめ細やかになり得るんだけど、二重行政の解消というのは余り効果がないという印象を受けたんですけど、それはどうなのかということと、あと16ページのところに総合区になったときの職員の方の数がどれだけ増えるのかという表があったんですけど、これ総合区であっても、総合区が自治体として権限が強くなればなるほど職員の方の数って増えるんですよ。これは特別区の場合でも、特別区って前の協定書では中核市並みの権限と書いてあったのでCのところ該当すると思うんですけど、特別区も同じくらい職員の方の数が増えるのかということと、その職員の方の数が増えた分のコストというのは長期的に見たら痛いのか、それとも多少目をつぶれるのかというこの2点について教えていただきたいです。

(吉村大阪市長)

まず総合区のままだと二重行政が解消できない、しづらいいんじゃないのかというご質問だと思います。これは言うとおりの大阪市という役所は残ります。ですので今松井知事と僕がやってるような話し合いによって解決していくというしか、最終的にはこれはないだろうと思っています。根本的にやるには特別区で制度改革をすれば、広域については1つにして一元化していくということになるのかなというふうに思います。

それから、職員については確かに中核市並みの事務ということにすれば、そこで一定政策も立案して実行していく組織が必要ですのでね。今の行政の区役所にはこれは正直ありません。中之島に全て集まっている。中之島に集中しています。行政の区長に今できる範囲のことはやってもらってますけども、これは実行組織がないとできないんです。できる範囲でやってもらってますけども、なかなかやっぱり厳しいものがありますから、一定そこは合区した上で、そこに専門的な職員を配置しないと区長も困る。実際の事務をしていく上でやっぱりその権限をもらわないといけないので。そして執行していく事務の体制も必要ですのでね。そういった意味では、より事務を増やせば増やすほど、そして区数が多くなればなるほど職員の数が増えていくことになるだろうと思っています。そのバランスをど

うするのかというので今回ちょっと幾つか提案させてもらっていると。これは総合区もそうですし特別区も一緒です。特別区も中核市並みの事務で区数を増やしていけば、やっぱり職員の数というのは増えてしまう。特別区についてはこれから今後議論して制度案をつくっていくこととなりますけれども、それでもしっかりと当然財政として回っていくというシミュレーションはした上で。回る案じゃないと皆さんには提案しませんから。成り立つ案じゃないと当然提案しませんのでね。そこは特別区の制度をつくった上でやっていく。総合区についてもどのぐらいコストがかかるんですかというのは、今は素案として幾つかを皆さんにご説明してる段階ですけれども、案がまとまってくればこのぐらいコストがかかります、あるいは現行の職員の体制でいけますとか、そういったものは区数とか事務の大きさによって変わるんですけれども、そういったことは具体的な案を、またお示しできるようなものをつくっていく。そしてしっかり回るようなものは、当たり前ですけれども、つくっていきたいと思っています。

(司会)

ほかにご質問、ご意見ある方おられますか。そしたら右のブロックの今手を挙げられる、はい。

(市民)

勝山一丁目に住んでおります〇〇〇といたします。

最初に、私は現行のシステムでいいという立場でご意見を申し上げたいというふうに思っています。

吉村市政、橋下市政が子どもの医療の中学校までの無料化、中学校の弁当給食実施、小中学校の普通教室のエアコン設置、子どもの塾代クーポン発行、あるいは天王寺公園の無料化など、これまでの市政がなかなか実現できなかった課題をスピーディーに実現されたことについては評価をします。しかし、今回の合区を前提とした総合区、制度を変える、それから昨年市民の間に大きな分断と溝を生み出した大阪市廃止の特別区、これをまたやってくるということについては理解ができませんし……

(司会)

ちょっとまとめて。もうお時間も大分来ておりますので。

(市民)

説明でありました環状道路とか淀川左岸線の遅れとか二重行政の解消とか、あるいは高齢化、住民自治の拡充の……

(司会)

ちょっとまとめてください。ほかにも手を挙げられておりましたので。

(市民)

理解できないというふうに思います。組織体制をいじくるよりも、現在の体制で、例え

ば区長の権限なんて条例で変えられるじゃないですか。そういうことこそ努力をするべきであり、市民が望んでいる待機児童とかそういう施策にこそ先頭に立ってやってほしいということを述べて終わります。

(司会)

そういたしましたら時間が来たので最後お一人なんですけれども。そしたら左のブロックの右の後ろから3番目の方ですかね、はい。

(市民)

〇〇〇と申します。

ちょっと途中から来たんですけど、総合区にする場合にも住民投票って要るんですか。というのは、前回の去年の住民投票ですけどね。やっぱり住民投票最初やったからかもしれんけどすごく混乱してまして、めちゃくちゃデマが多かったですね。うちの嫁はんが高校生の息子と投票所行ったら、多分共産党ぐらいのワゴンに乗ったお年寄りがどんどん次から次へやって来てこんなこと言うんですよ。都構想になったら大阪城がなくなるよとかね。なくなるわけないね。四天王寺がなくなるよとかね。そういうデマが多いので、次やるとはそういうデマを取り締まってほしいので、よろしくをお願いします。

(司会)

そしたら、手を挙げられてる方おられるんですけれども、恐縮なんですけれども、先ほど申しましたように時間も来ておりますので、まことに恐縮ですけれども、ご意見用紙のほうを受付のほうでお配りさせていただきましたので、そちらのほうに書いていただいて頂戴できればと思います。時間限りある中でまことに恐縮なんですけれども、意見募集・説明会終了させていただきたいと思います。

なお、本意見募集・説明会は先ほども申しましたが他の会場の説明会も含めてインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。先ほども言いましたがお配りした意見用紙、会場出口付近で回収いたしますので、後日区役所窓口等でもお預かりいたします。ぜひご意見や感想を記入していただければ幸いです。よろしくをお願いします。

本日はこれもちまして意見募集・説明会終了いたします。皆様貴重なお時間いただきましてありがとうございました。お忘れ物ないようにもう一度ご確認の上お願いします。